

微小粒子状物質環境基準専門委員会の検討の進め方について

微小粒子状物質環境基準専門委員会は微小粒子状物質の定量的リスク評価手法、微小粒子状物質等に係る国内外の科学的知見及び大気環境測定結果等の情報を踏まえ、微小粒子状物質に係る環境基準に関する専門の事項を調査する。

1. 検討事項

(1) 微小粒子状物質の大気・体内中の挙動

健康影響評価検討会報告書及び大気中挙動に関する調査結果等に基づき、以下の事項を整理する。

- ・粒子状物質の特性（物理的特性、化学組成、生成機構、発生源）
- ・大気中挙動（測定データの時間的変化、成分組成、統計的特性、地域毎（都市地域、バックグラウンド地域）特徴）
- ・人への曝露の特徴（環境濃度、屋内濃度と個人曝露濃度との関係）
- ・体内中の挙動（生体内沈着及び体内動態）

(2) 微小粒子状物質の粒径

健康影響評価検討会報告書に基づき、以下の事項を整理する。

- ・粒子状物質の特性からの検討（粒径分布、成分、粒子成長、寿命）
- ・大気中挙動からの検討（粒子の地理的均一性、室内への進入率）
- ・体内中の挙動からの検討
- ・科学的知見の蓄積等からの検討
- ・適切な微小粒子状物質の粒径

(3) 微小粒子状物質の健康影響

健康影響評価検討会報告書に示される評価内容に基づき、定量的リスク評価手法報告書及び最近の国内外の疫学知見や毒性学知見の内容も踏まえ以下の事項を整理する。

- ・疫学知見に基づく評価
- ・毒性学知見に基づく評価
- ・微小粒子状物質の健康影響

(4) 疫学知見や毒性学知見に基づく定量的評価に関する検討

定量的リスク評価手法報告書に示される評価手法に基づき、国内外の疫学知見や毒性学知見による以下の検討を行う。

- ・定量評価の対象とする疫学知見の抽出
- ・抽出された疫学知見による曝露量－反応関係の信頼区間に関する検討

- ・重視すべきエンドポイントに関する検討
- ・曝露期間（短期曝露、長期曝露）に応じた検討
- ・毒性学知見による低濃度曝露による用量－効果関係に関する検討

(5) 環境基準の設定に当たっての指針値に関する検討

(4) の定量評価に関する検討を踏まえ、環境基準の設定に当たっての指針値を見いだすため、以下の事項を含めた複数の知見による総合的かつ包括的な評価を行う。

- ・疾病構造や大気汚染状況等の国内外の相違点の整理
- ・不確実性（曝露評価、統計モデル、共存大気汚染物質等）の考察
- ・エンドポイントの重篤度や高感受性者への影響の考察
- ・疫学知見による評価と毒性学知見による評価の整合性

(6) 環境基準の平均化時間、評価方法等に関する検討

(1) から (5) の検討内容や大気中挙動に関する調査結果等を踏まえ、濃度測定データから平均値を算出する時間間隔・期間である平均化時間、環境濃度が環境基準を達成したかを評価するための評価方法等を検討する。

2. 運営方針

本専門委員会の運営方針については、「中央環境審議会大気環境部会の小委員会及び専門委員会の運営方針について」（別紙）によるものとする。

また、当該運営方針に基づき、専門委員会の運営に関し、必要な事項について以下のとおり定める。

- ・本専門委員会においては、専門委員会での円滑な議論に資するため、委員長の指示により、議題に応じた作業会合を適宜開催し、実務的な検討作業を行うこととする。
- ・作業会合については、各分野における実務的な検討作業を進める過程において、当該分野に係る知見及び文献等に対する科学的見地からの有識者の自由な議論を妨げるおそれがあること、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議事及び配付資料は非公開とする。

3. スケジュール

平成21年2月の第1回開催後、上記1. の検討事項について数回にわたって審議・検討を行った後、微小粒子状物質に係る環境基準に関する検討結果をとりまとめる。

中央環境審議会大気環境部会の小委員会及び専門委員会の
運営方針について

〔平成13年 3月19日大気環境部会長決定〕
〔平成17年10月12日改正〕

	事 項
1 会議の公開及び出席者について	
(1) 会議の公開について	<p>①小委員会及び専門委員会は原則として公開とするものとし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長又は専門委員長は、小委員会又は専門委員会を非公開とすることができる。</p> <p>②小委員長及び専門委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。</p>
(2) 代理出席について	<p>代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対しては、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。</p>
2 会議録等について	
(1) 会議録の内容について	<p>①小委員会及び専門委員会の会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。</p> <p>②小委員会及び専門委員会の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。</p>
(2) 会議録の配布について	<p>小委員会及び専門委員会の会議録は、当該小委員会又は専門委員会に属する委員等に配布するものとする。</p>
(3) 会議録及び議事要旨の公開について	<p>①公開した小委員会及び専門委員会の会議録は、公開するものとする。</p> <p>②小委員会及び専門委員会の会議の議事要旨は、公開するものとする。</p> <p>③公開した小委員会及び専門委員会の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備付けにより行うものとする。</p>
3 その他	<p>上記に規定するもののほか、小委員会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長又は専門委員長が定めることができるものとする。</p>